

京 都 大 学 の 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) }                  (2) } (略)                  (3) }                  (4) }                  (5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第5条第1項において同じ。）及び宇治地区事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>(7) 教職員 本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員をいう。</p> <p>(8) 学生等 <u>京都大学通則（昭和28年達示第3号）第2章に定める学部学生、同第3章に定める大学院学生及び同第5章に定める外国学生等並びに京都大学研究生規程（昭和50年達示第37号）に定める研究生並びに京都大学研修規程（昭和24年達示第3号）に定める研修員等並びにその他本学規程に基づき受け入れる研究者等をいう。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(全学情報セキュリティ委員会等)</p> <p>第 6 条 本学の情報セキュリティに関し、次の各号に掲げる事項について審議するため、本学に全学情報セキュリティ委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。</p> <p>(1) この規程の改廃に関すること。                  (2) 情報セキュリティの確保に必要となる対策基準の改定に関すること。                  (3) 情報セキュリティポリシーの実施状況に係る監査に関すること。                  (4) 情報セキュリティの維持及び向上のための措置に関すること。                  (5) その他情報セキュリティに関することで、重要なこと。</p> <p>2 全学委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 最高情報セキュリティ責任者                  (2) 部局情報セキュリティ責任者</p> <p><u>(3) その他最高情報セキュリティ責任者が指名する者 若干名</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 }                  (1) } (同 左)                  (2) }                  (3) }                  (4) }                  (5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第5条第1項において同じ。）、<u>宇治地区事務部及び三研究科共通事務部</u>並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>(7) 教職員 <u>役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員をいう。</u></p> <p>(8) 学生等 <u>学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等（京都大学通則（昭和28年達示第3号）第5章に定めるもの）、研究生、研修員等（京都大学研修規程（昭和24年達示第3号）に定めるもの）その他本学規程に基づき受け入れる研究者等をいう。</u></p> <p>(全学情報セキュリティ委員会等)</p> <p>第 6 条 }                  (同 左)</p> <p>2 全学委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 最高情報セキュリティ責任者                  (2) 部局情報セキュリティ責任者  <u>(3) 情報環境機構長</u>  <u>(4) その他最高情報セキュリティ責任者が指名する者 若干名</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>3～8 (略)  (情報ネットワーク危機管理委員会)  第7条 情報ネットワークに関わる危機管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者の下に、情報ネットワーク危機管理委員会を置く。  2 情報ネットワーク危機管理委員会に関し必要な事項は、<u>総長</u>が別に定める。  (後 略)</p>	<p>3～8 (同 左)  (情報ネットワーク危機管理委員会)  第7条 } (同 左)  2 情報ネットワーク危機管理委員会に関し必要な事項は、<u>情報基盤担当の理事</u>が定める。    附 則  1 この規程は、平成18年12月25日から施行する。  2 京都大学情報ネットワーク危機管理委員会要項(平成16年3月31日総長裁定)は、廃止する。</p>